

『下水道使用料』

市は、平成30年1月1日に、下水道使用料の値上げ（平均約15%）を行います。そこで、9月号から12月号までの4回にわたり、下水道使用料の改定について、Q&Aで分かりやすくお伝えしていきます。

▼問い合わせ 下水道グループ（☎859052）

下水道使用料の改定はなぜ必要なの？

A 市は昨年、今後12年間の下水道事業の収支がどうなっていくかを『下水道事業経営戦略』としてまとめました。結果、平成33年度に資金が底をつき、平成40年度には、約12億円の資金不足になる見込みとなったため、下水道使用料の改定が必要となりました。

資金不足は市の税金で何とかできないの？

A 下水道事業は、雨水管の工事など、公共性の高い事業は、市の税金で運営を行っていますが、それ以外の部分は、利用者の皆さんの使用料で経費を賄わなければなりません。そのため、今回、資金不足に対処するため、使用料を引き上げますが、市は、今後も、下水道事業を安定的に運営していくため、経費削減の取り組みを進めていきます。

市公式ウェブページでは、使用料の改定が必要となった経緯や改定後の料金早見表などを掲載していますので、併せてご覧ください。

簡単・便利なダイレクト納付

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して、事前に届け出をした預貯金口座から、税金を納付するシステムです。

インターネットバンキングの契約が不要で、期日を指定して納付することができます。さらに、税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことが可能であるなどのメリットがあります。

対象となる税目や利用開始手続きなど、詳しくはe-Taxのウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ 室蘭税務署管理運営部門（☎24151）

法人道民税・事業税など地方税の手続きは簡単・便利e-Taxで

e-TAXとは、法人道民税や事業税などの地方税における申告などを、インターネットを利用して電子的に行える利用料が無料のシステムです。

e-TAXを利用することで、市と国にそれぞれ提出する義務

避難行動要支援者名簿（兼きずなづくり台帳）への登録申請書を送付します

新たに『避難行動要支援者名簿』の登録対象となった方へ11月中旬に通知を送付します。

本人の同意により、平常時から警察や消防、地域の方などと共有する『避難行動要支援者名簿（兼きずなづくり台帳）』へ登録することができますので、同封の登録申請書に必要事項を記入の上、ご返送ください。

主な対象 現在の『避難行動要支援者名簿』に登録されていない方のうち、75歳以上の方や要介護認定3以上の方、身体障害者手帳2級以上の方など

※現在『避難行動要支援者名簿』に登録された方で転居した場合、再度、登録が必要です。
※申請書が届いていない方も登録が可能です。

問い合わせ 総務グループ（☎851130）

年末調整説明会

事業者向け

日時 11月29日(水)13時30分（13時から受け付け）

場所 市民会館2階中ホール

対象 給与を支給している事業者

内容 年末調整の仕方・留意事項、今年度の改正点、法定調

のある源泉徴収票と給与支払報告書を、まとめて手続きすることができますようになります。

お問い合わせ （一社）地方税電子化協議会（☎0570-081459）

税務署で扱う税金の相談はまずはお電話で

自動音声案内に従った相談内容によって、電話相談センターの職員や税務署の職員が相談に応じます。

また、相談予約や必要書類の確認などを行うことができます。

問い合わせ 室蘭税務署（☎24151）

『申し込み』『問い合わせ』中の『G』は『グループ』の略です